

第2回浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会 会議録

会議名	第2回浜田市人権尊重のまちづくりに関する条例検討委員会
開催日時	令和4年10月17日(月) 午前10時00分～午後00時01分
開催場所	浜田まちづくりセンター 研修室
会議の担当	地域政策部 人権同和教育啓発センター
議 題	1 条例骨子について
公開・非公開	公開(録画配信) 視聴用アドレス https://youtu.be/gfqJsgxq188

【出席者】

■委員

大地本委員長、西田副委員長、長谷川委員、細川委員、寺田委員、馬場委員、村井委員、矢口委員、坂東委員、田村委員、邊委員、森脇委員

■事務局(人権同和教育啓発センター)

濱見所長、近重係長、中川指導主事、滝本指導主事

1 条例骨子について

事務局から説明後、条例骨子の協議を行った。

○副委員長 前文について。前も言ったと思う。虐待、いじめ、ハラスメント、誹謗中傷、もうあらゆる人権侵害がいろんな形である。事務局案の記載は差別が主で、その辺が書き表されていない。兵庫県尼崎市の前文後段の部分。しかし、今もなお以下が、私はいろんな側面から、書き表されているのではないかと思った。言わんとするところは、差別だけではなく、他の人権侵害について触れるべきだということ。

○委員長 もう少し具体的に新しい人権に関わる課題についても触れて欲しいということ。その辺りの反映をお願いします。項目3、目的について。

○委員 鳥取市の条例の中段に市内で働き若しくは学ぶ人又は市内においてとある。前回も言ったが、浜田市には島根県立大学があり国際関係学部が設立され、人材育成もされているので、学ぶ人達といった観点が必要では。実際は、くりとしては市民のところに入るかもしれないが、目的のところでは、そこでもとは思う。

○事務局 学ぶ人については、他自治体の条例でも通っていると入っているものがある。この目的の次に項目4の定義で入れている。他自治体の条例で定義がないところもある。事務局案では、定義を規定している。後程説明と思ったが、定義では市の役割、市民の役割、事業者の役割との言葉が出るので、市民とは何かという話になれば、市民は住民票がある人かというところを曖昧ではなく定義をしっかりとる。例えば、浜田市で働く人、住民票は違うが大学で学ぶ人をここで網羅しようと思っている。鳥取市は目的に詳しく書いている。当市の法令担当と相談するが、定義で詳しく書いて重複しない形で目的は規定したいと考えている。ぜひ、働く人、学ぶ人は、入れたいと思っている。

○副委員長 定義の確認をするが、資料に居住・滞在する者（通勤・通学）とある。市外から通学する方もいる。そういった方もこの条例の対象者となる。住民票は江津市にあって市内の学校に通う場合は、この条例に該当するという考えか。

○事務局 そうである。条例の性質にもより全てがそうと言わないが、今回の市の条例については、浜田市内の高等学校や大学等で学ぶ方も対象にする。条例の対象外にすると人権侵害を起こしてもいいのかという議論になってしまうので全て含むつもりである。

○委員長 項目 5、不当な差別に対する行為の禁止に関してご質問ご意見はないか。

○委員 ハラスメントにいろいろあり、資料にはハラスメントその他と書いてある。具体的にはケアハラというものがあり、家で介護している人への嫌がらせ等を入れるのか。括弧の中に（〇〇、〇〇等）と入れるのか。

○委員長 ハラスメントだけだと範囲が狭い印象を持たれるのではということか。

○事務局 前回配付の資料で他の自治体の事例を提供している。禁止を入れている自治体は少なかった。その中でも東京都狛江市では、委員が言われたハラスメントが詳しく書いてある。ケアハラスメントという言葉はないが、いくつか並べてある。その前段にも副委員長が言った、いじめ・虐待という言葉が入っている。これが参考になると思っている。長すぎるとどうかという話もあり、等でくくるとわかりにくくなるので調整が必要かと思う。条例の逐条解説を作ろうと思っており、その中に等でくくられたものに「こういう課題がある」、「こういうこともある」ことが書ければと思っている。

○委員長 何かしらの表現方法でわかりやすく載せることでこの意見を置く。

○委員 相談者からインターネットに関する相談が寄せられる。悪気はないが、勝手にいろんなことを流され、すごく悩んで相談に来られる。インターネットによる人権侵害があると思う。その辺はどうしたらいいかという話がある。なかなか解決しづらく、私たちも悩んでいる部分である。

○事務局 話から外れるかもしれないが、社会情勢の変化により、今一番ひどいのがそれなのかと私も感じている。これはあらゆる差別に関することであるが、これまであった人権課題に限って差別が起きる話ではなく、匿名性をいいことに攻撃する方がおり、かなり被害を受けている方がいる。モニタリングとしてインターネット上の差別がないかを確認している。お見込みのとおり結構酷い。これは、本当に大変なことだと思っている。記憶にあると思うがニュースでも誹謗中傷で亡くなられた方や芸能人でも被害を受けている。本当に一個人、身近な方が受けている。社会情勢の変化で新たな人権課題が生じていることを前文に書こうと思っている。インターネットという言葉はどこかに入れたい。前文か東京都狛江市のように条例の禁止の中にインターネット上という言葉が入っている。少し話がずれるがLGBTのことも入れたいと思っている。

○委員長 前文か 5 番目の禁止のどちらか、あるいは両方に入れるということだが。

- 事務局 先ほど副委員長からご紹介いただいた兵庫県尼崎市の条例には、虐待の中にウェブサイトにおける悪質なという言葉が入っており、禁止事項の規定はない。そのためどちらかに入れると思っている。法令担当に確認するが、両方でも構わないなら両方入れる。どちらかとなればそのあたりの意見をいただきたい。項目4の禁止がある自治体は少ないが、浜田市では規定したいと思っている。よりこちらのほうが強いという意味で入れているので、禁止の中にインターネットという言葉が入った方がより強いと思っている。先ほどの虐待の話もそうであるし、入った方がよいと考えている。前文で浜田市の背景が入って、社会情勢に触れる事例が多いので、禁止を明確にするなら項目4に入れたほうがよいと思う。
- 副委員長 前文で条例の趣旨や現在の問題点、問題となっている項目、前文は長くなってもよいかと思う。条約も前文は結構長い。重要なことは前文で述べてしまとよいと思う。
- 委員長 事務局が持ち帰ることでお願いします。様々皆さん日頃感じている人権課題に関すること、差別に関するところをしっかり盛り込むということをお願いします。項目6、市の役割について。
- 副委員長 この市の施策は、昨年度策定した浜田市人権教育・啓発推進基本計画のことか。
- 事務局 そうである。
- 副委員長 浜田市人権教育・啓発推進基本計画第4次を昨年度策定した。その中で取組を示している。だからここでいう施策は、この人権教育・啓発推進基本計画のことを指しているかという確認である。
- 事務局 項目6の市の役割に各施策について当然計画はあるが、県や国と連携を取り差別の解消を図ること、市は責任を負うという言葉はここへ書く。施策は、項目9の施策の推進に策定した計画にやることを明記したいと思っている。そのため、当市の役割の欄に書くことは、少しアバウトになるかもしれない。国・県と連携、市政の全ての分野で人権に配慮して、という書き方になると思っている。具体的な施策は、項目9の施策の推進に計画でうたおうかと考えている。
- 委員長 鳥取市の条例では、人権問題における分野ごとの実態把握に努めると規定されている。まちづくりに必要な施策を積極的に推進するにあたっては現在地を知るといふか、市の実態、市としてどのような課題があるかを十分把握できているかというところの議論は置いといて、何かしらの実態把握を行ったうえで、推進体制をとる流れは必要と思った。入れるかどうかは検討いただきたい。もし、議論したうえでこの実態把握を別に入れるのであれば、そういった流れをお聞かせいただきたい。
- 事務局 実態把握で市が今何をやっているかといえば、計画を作る前に行う市民意識調査がある。4、5年に1回。アンケート調査では、無作為に抽出された市民に対して調査票を送り、例えば、女性問題、高齢者問題、同和問題について設問がある。これを毎年するのは難しいが、件数やそれぞれの事象把握をするまでを今までやっていない。市民意識調査をすることを言葉の言い換えでよければ入れることは可能であるが、実際はどのように件数、実態を把握すると実施方法が思いつかないので、入れるのは難しいと思っている。実態調査をして回答を得ることが把握ということであれば、ここに入れることは可能かと思っている。

○**委員長** 大掛かりな調査は毎年できることではないことを承知しているので、他の連絡協議会の意見集約にいろんな課題、あるいは地域の実態が出てくるので、入れる入れないは結構だが、そういったつながりは大事に考えていただきたい。実態を把握して施策に取組み、そしてどうなのかというフィードバックまでの一連の流れがあるとよいというご意見があったかと。項目7、市民の役割。前回の委員会で啓発活動や研修への参加、市民がもっとそういった意識を持てるようにという意見をたくさん委員からいただいたと思う。その辺りを踏まえて、ご意見があれば。

○**副委員長** 市民の役割というのはなかなか難しいと認識している。ここであえて付け加えるとすれば、市民の役割でこの人権意識の高揚と他者の人権を尊重することを入れてもいいのかと。

○**事務局** 今回この市民の役割と、次の事業者の役割もそうだが、どこの条例も、これがメインである。メインではあるが、少しアバウトに書いてある。要は、条例ですること、または禁止することが書かれる。責務として、しなければならぬと書くと、できなかつたら条例違反かという話になる。ここは自治体によっていろんなことが書かれ、どれを参考にするかを決めるのも大変である。今、副委員長が言ったのは、兵庫県尼崎市の条例に書いてある。市民の責務、第4条のところの人権の意識の高揚に努めるとともに他者の人権を尊重しなければならぬというのが一番しっくりくるかと私も思っている。

○**委員長** 項目8、事業者の役割。市民の役割に通じるところもつながるところもあるかと思うがいかがか。

○**事務局** 項目8の事業者の役割について他自治体の条例を見ると、規定されていないものも結構ある。市民の役割で終えている。その市民の中に、おそらく事業者が入っていると思うが、あえて別項目で事業者の役割と規定している自治体もいくつかある。それに倣って入れたいと考えている。委員からもあったが、職場でのパワハラ、セクハラ、雇用の関係がいろいろあるのでここであえて規定したい。また、事業者だと市外から働いている人もいる。その人達が条例適用外とならないためにここに規定したい。もう1点は、前回の会議や前の検討会で述べたが、市の施策で事業者へのアプローチが非常に弱いのでここに規定して、強化を図りたいと思っている。逆にこれを入れることで事業者は何もしないという意味ではなく、浜田市が働きかけを強化しなければいけないということで、規定したいと思っている。

○**委員** 事業者の役割を入れてよいと思う。1点加えると浜田市の実態として自死が多いということがある。職場起因がほとんどある。いろんなことが重なって自死に至る。そこら辺の理由はわからないが、職場での何らかの理由で自死が起こるという実態がある。ここではしっかり、さっき言われたように強調してもらえれば。

○**委員** 事業者の役割に事業者や各関係機関との連携も入ってもいいかと思いながら聞いていた。市の各部署があるが市の人権同和教育啓発センターと法務局。また、市がどこかの事業所と連携もしてやるとうれしい。相談には、切羽詰まった方が来る。あらかじめわかれば、早めに関係機関への案内、法テラス関係にいくらでも紹介できるが、本当にぎりぎりになって相談に来られることもある。行ってすぐ解決するわけじゃないが、もっと連携ができるとよいと感じた。

- 委員長** 連携というのを項目6の市の役割に入れてはということで。
- 事務局** そのとおりで考えている。全ての機関は書けないかもしれない。その辺は逐条解説でと思うが、関係機関との連携を入れたいと思っている。
- 副委員長** 事業者の役割で先ほどから問題になっているが、働く人の中でのいろいろなハラスメントなどが課題になっているので、事業者としては要するに自分の職場を健全な環境にする努力が必要だろうと思うので、その辺の意味合いをよい言葉で表現してはと思うが。
- 事務局** 事業者の役割に具体的な事例が入っているものはなかったと思う。浜田ではそれを入れ込める方法を検討したいと思う。項目5の不当な差別に対する行為の禁止のところでも話をした。パワハラなどいろんな話があった。そこで、禁止のところでは、ハラスメントのことは書こうとは思っております。それを努めるものとするというような書き方になるかは確認するが、事業者のところで具体的に書くと、市民の責務で個別具体的なことを書かないといけないかというバランスの話がある。そうすると書いてないことは、セーフと受け取られてはいけない。その辺の兼ね合いがあるので検討したい。できるだけ具体的でわかりやすい条文になるようにしたいと思う。
- 委員長** 前後のバランス、整合性等を見極めて文言にすることでお願いします。項目9、施策の推進について。
- 事務局** 内容のところに計画の名前を書いているがこれは昨年度皆さんに話し合ってもらった計画のことである。浜田市は計画を作っているので今後、別の計画を新たに作るという意味ではなく、これを作ることを条例に明記をしようという意味合いである。他自治体ではないところもある。持っている計画をここへ書くという意味合いである。
- 委員長** 項目10、相談体制について。先ほどご意見の中に連携という言葉も出たが、相談体制についていかがか。
- 副委員長** 相談体制については、条例にうたわなくてもいいと思う。市の方としては、どういう体制、組織体制というか、案があれば教えてほしい。
- 事務局** 項目10、相談体制をここに入れたのは第1回会議の副委員長からのご意見を踏まえている。総合的な受付、解決するあっせん機関の設置について言われたが、実際には浜田市にはない。副委員長が言われたのは、1例として障がい者の条例では体制がうたってある。個別の条例にはその組織体系、あっせん機関がうたわれているものがある。障がい者についてはこれで対応すると組織がうたってある。今回は人権全般が範囲であり、人権全般のあっせん機関を設置する話ができるかどうかであるが、人権同和教育啓発センターでは個別事象について、他の連携機関から情報ももらってここが問題なので啓発を強める役割を持っている。もう1つは学校での教育啓発をする役割を持っている。相談・事象を解決する場を当センターが持っていると言われると持っていないので担当部署に対応を求める。市で様々な人権課題に対応、解決まで導く組織を置くのは正直困難である。それも項目10にうたいにくい。相談体制の充実という言葉を入れているが、市の役割のところその言葉を入れて、相談体制をやめてしまうというのも1つの手法かと思っている。

○副委員長 私が聞きたいのは、相談窓口をどこにするかを当然決めるだろうということ。人権侵害があった。受けた人は苦情を言いたいけどどこに言うのか。その市の窓口を決めるわけでしょう。それを決めないのか。条例に載せるか載せないかは構わない。私が聞きたいのは相談体制の組織案について。入口として苦情の受付窓口がなければいけないと思う。それについて、市が調査するのかしないのか。調査した結果、これは虐待事例であると。そのときにそれをどう解決するのか。虐待防止センターというものがある。市の福祉担当課の関係では虐待防止法に基づく相談体制がある。そういったものと連携して、虐待についてはそこにもっていくとか案が必要と思う。人権侵害はもっと幅が広い。誹謗中傷とか。そういったところをどうするのか。後で出てくる審議会に法曹関係者を入れる必要があると思う。弁護士を必ずメンバーの中にいれる。法律の解釈が必要な事例が出てくると思うから。そういう、その相談体制をひっくり返したことを市の役割でやるとして。この条例に基づく案が欲しい。

○委員 人権擁護委員の相談は市の事業か。

○事務局 法務局の事業である。市役所で行っているのは、市役所の一区画を使用し、市が主催ではない。国の相談体制である。当然、当センターへの電話や面会で人権侵害の相談を受けたときに対応をお願いする。子どもの虐待であれば、担当課や児童相談所といった関係機関をお願いしている。当センターが直接解決に導くまではやっておらず、連携している。対応を依頼してその後の経過把握をする体制はできていない。対応をお願いして終わる体制となっている。

○副委員長 条例に書く必要はないかもしれないがということ。

○事務局 人権センターに相談があれば、ケースにより担当課に対応を依頼している。当センターを通らないケースが多い。直接担当窓口相談が寄せられることが多い。正直当センターに問合せが入ることは月に1件あるかないか。人権侵害と相談されて聞いてみると、経済的な支援が必要な方で福祉へつなぐことがほとんどである。市の関係部署間の連携はできているし、法務局、児童相談所との連携はすぐでき、社会福祉協議会あたりとはできているがそれを何とか委員会という組織があるのかって言われると、今は持っていない。

○副委員長 現在、持っていないでもここで相談体制の充実に努めるとうたっている。窓口を設ける。条例でうたわなくてもよいが、市民に周知することが必要。どこを基準に相談したらいいかという話で最低限入り口がないとだめ。どう処理するかは次の段階の話である。現在は担当課へ対応を依頼している。こうしていいと思えば、それでいいと思うけどまずは相談窓口だけはきちっとしなさいという話である。

○委員長 条例に入れる、入れないではなく体制を作るところで、具体的には人権センターによくワンストップ窓口と言われるが様々な人権侵害に関して、不平や実際に心配事があったところを窓口として受け止めてもらう。今もしていると思うがそういったところをもう少ししっかりとアピールしていく必要性が今後あるのでは。まちづくりの推進の際にももう少し具体的なものを出していただくということによろしいか。

○委員 委員長が言われたように私も啓発が大事だが、啓発するからには解決するところを位置付けないとだめではないか。そういう意味で、人権同和教育啓発センターがつなぎ役であったにしても、行政機関のトップとして窓口をきちんと設けるべきだと思う。そうすることで相談が月1とのことであったが、今、ほとんどの方がどこへ相談すればいいのかと悩んで知らない。悩んでいる方が多いと思うので、これしっかりすべきかと思う。

○委員長 ここで少し休憩を取る（休憩）

○委員長 項目11、審議会について。先ほど副委員長から少し触れられた部分もあるが、こちらについて。

○委員 公募委員は考えていないか。

○事務局 この審議会の想定はこの検討委員会と同規模を考えていた。15名程度で委員の内訳も多分野が網羅できるよう書いており、公募委員について書いていない。弁護士も入れていない。組織化についてうちの考えはそうであるが皆さんからご意見があれば対応したい。資料には人数を書いていない。想定は15人以下で、任期2年、再任を妨げないという条例にしようかと考えている。委員の構成については、今言ったとおりである。

○委員長 公募を質問された背景は。

○委員 6年ぐらい前に他の委員会に公募委員として入ったことがある。そこでは女性の比率が定めてあったがここでは。

○事務局 委員には、男女共同参画推進委員会に入っていたことがある。それには、男女の比率が半々になるようにしている。委員数は9人なので、半々の割合になるようにしている。調整はしていないが各団体への委員、公募委員を2人おられる。公募委員の2人ところで、男女比が偏らないように調整することがある。規定には「男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない」であったか。ここ数年は満たしている。公募委員が偏る可能性はあるので、その時に調整をしているかもしれない。今回これも、男女比率が、半々になるようにということは当然想定しておくべきと思う。この委員会も半々程度になっている。委員選出を各団体にお願いするときに、「男女共同参画の観点から配慮をお願いします」という一文を入れた。男女比率をしっかりとっているのは、先ほど男女共同参画推進委員会はそのような会議なので、それをはっきり入れているが、全市で見たら特殊な例かもしれない。市のほかの審議会では、男女比が偏っているものがあり、分野によって女性が1人もいない会議がある。当センターの係が偏りを解消しなくてはいけないのだが。今回の組織にもうたうべきかうたわないかは他との調整をさせてもらい、他の例を勉強する。いつも私たちは努力をしているつもりなので、うたえるようであればうたえ、うたえられなかったら努力するというところで置かせていただきたい。

○副委員長 審議会は、毎年行うのか。あるいは毎年行くとすれば何回程度開催か。それから調査審議事項の中に、ここに書いてある市が行う事業の実施状況は基本計画のことを指していると解釈してよいのか。人権侵害の相談件数をこの審議会でも報告願えたらと。

○事務局 審議会は、年に1回若しくは2回開こうと思っている。内容にある市が行う事業の実施状況については、作った計画が行われているかどうかを市が報告して、それについてご意見、ご助言を想定している。相談の件数については先ほども話があったが、当センターで相談を受けているが、内容により担当課に対応を依頼している。現状、当センターに相談が集まっていないので、件数を把握しても正直1桁台になるかもしれない。ただ、これが、福祉、子育てで受けている件数を集めて浜田市の連携している機関ではこれぐらいの年間件数を受け取ってどれぐらいの方がどういう対応したとかというような情報提供ができるかなとは思っている。また会議の進め方については、想定のところなので、どうなるかわからないが身のある会議にしていけたらなと思っている。

○委員 新たに審議会を設定されているが、今までの計画を作るこの委員会が基本形で考えているという認識でよいか。

○事務局 そのとおりである。計画を作ったときは3回会議を行った。策定時に進捗管理について意見が出た。進捗管理ができていない話もして、やはりそれはよくないという意見がある。今回これを明記して、進捗を管理する体制が必要ということで、今回うたおうと思った。委員もこの委員会を想定したので、今いただいたご意見を検討するが、想定としてはこの15名の組織と考えている。

○委員長 各項目についてのご意見があれば。

○委員 市の責務がよいのではないか。

○委員長 市の役割とあるところを責務にというご意見であった。他の自治体では責務とあって市民の責務となっているから対応しているのだろうと。

○事務局 役割という文言でそろえている。他の自治体の条例ではということもあれば、市だけが責務。市民が役割というところもある。浜田市の他の条例に合わせたいと思っている。他が責務で統一されているならここだけ役割だと変だし、他が役割なのにうちだけ責務とあるのも何か変だと。法令担当に確認するが、責務と役割で意味が異なる。内容に書くことは一緒かもしれないが責務と役割では違うので法令担当と相談して「責務」で書けるところは「責務」としたい。第3回の会議では、条文形式のものを出そうと思っている。そのときに意図を説明ができるようにしたい。

○委員長 確認するとのことだが、委員のご意見として「役割」か「責務」かは響きではなく、意味合いが違うのでどの言葉を選ぶという意図を大事にできたらいいのかと思った。

○副委員長 狛江市の条例を見ると市民の権利が定めてある。人権条例のイメージから市民の権利もあった方がよいのでは。

○委員長 今のご意見は項目の追加である。追加に関してご意見はいかがか。

○**事務局** 今回示した骨子には入れていないが、ご意見をいただいたので入れたいと思う。狛江市は市の責務の前に権利を入れている。国立市、市の責務の次に市民の権利、市民の責務という順番である。どっちがよいかというところが悩みどころではある。ご意見はいかがか。どちらがよいかと。市は何をする。市民は何をする。事業者は何をする。それよりも前にこういう権利がありますよと書く方が私は好きだが。国立市は市長の使命、市の責務があって、市民の権利、市民の責務があって事業者等の責務となり、属性で区分けている。私は狛江市の並びが好みであるが。

○**副委員長** 市民の権利は、いわゆる基本的人権の尊重とつながる話で理念に近い部分だと思う。だから、今、事務局が言ったように役割の前にあるのがよいかと思う。目的の次なので。

○**委員長** 項目の追加がされた。項目名については特に、責務という言葉に、役割と責務のところでそれから先ほど追加の意見が出た。順番に関しては今の定義のところも順番変えることになる。では、最初に事務局から条例名まで本日審議ということであったが、先ほど事務局から提案があったので条例名についての説明をお願いします。

○**事務局** 本日は条文の形で提示をしておらず、文章になっていない。市民の権利、責務も文章になっていない。例えばこの単語が入りたいので条例に入れても、条文にその言葉が一切出てこないのも違和感があるので、条文の形を示した後の方が決めやすいのではないかと。もし、入れたい言葉があれば、ご提示をしていただくにとどめていただき、決めるのは次回検討委員会でさせてもらいたい。この言葉をぜひ入れて欲しいというご意見をいただければ、決めるのは次回と思うがいかがか。

○**委員長** それでは条例名に関しては、次回決定ということで。その前段階として、入れてほしいものがあれば。

○**副委員長** 私としては、この「浜田市人権尊重のまちづくり条例」でよいのではと。今日骨子を協議して、ある程度内容は理解できたので、今回のまちづくり条例は柔らかい感じがよいのではと思う。

○**事務局** 前回の会議で各自治体の事例を配布している。各自治体の条例名が書いてある。それを見ると条例名にいろんな言葉が入っている。シンプルなものあれば、トレンドの言葉が入っている条例もある。一番の見出しなので、重要と思っている。時間をかけて決めさせてもらえたらと。

○**委員長** 次回、これを入れたらどうだろうと、期間をおいて皆さんのご意見をいただき反映するというのでよろしいか。本日ご発言がない委員に一言よろしいか。

○委員 条例や基本計画は、課題解決のために作る。その課題の把握がなかなかできていないので本末転倒な気がする。先ほどあったが相談した人の立場に立って、どうしたら相談してもらえるのかが必要だと思う。委員からも相談が本当に最後の最後にくると紹介された。そういうことが全然解決されていない中で、ワンストップ相談所とか、あるいはこういうチラシもなかなかネットでできない方もいるだろうし、電話番号が浜田市のもは書いてない。事業所も例えばポスターを必ず各職場に貼ってもらおうとか、ある程度義務化させる。そうすることで、ハラスメント等を受けている方が相談をする機会を確保する。相談するのは勇気がある。その背中を押すようなことを具体的にするためにそういうのを貼る。各職場に貼るとか、もう浜田市だけそれを義務化するとか。今度逆にハラスメントの加害者の方もそれを見るとハラスメントしにくくなるというか、そういう効果もあるのではないかと。そういうことをやることで、実際の問題・課題を解決することが大事ではないか。それをするための条例と思うし、審議会をせっかく作ってもそういう課題がわからないと幾ら審議しても条例だけ審議してもしょうがないと思う。

○委員 今話を聞いて人権尊重についていろいろ話があり、素晴らしい取組だと。少し自分勝手に申しわけないが、これはやっぱり対症療法的な文章が多い。やはり条例に心の面、この辺のことで何か一つ入れてもらえたらとの感想を持った。目的、方向性、だから、やっぱりどうしても個人個人だとやっぱり人との付き合い。そういったところに関心を持ったら少し違うのではないかと。そういうことを感じた。

○委員 人権について何かみんなで真剣に進める中でこれを伝えなければ意味がない。よいものを知らない権利はないのではないかとずっと聞いて思った。これができたらいろんなところで配る。その時にももちろんお仕事があるとか、そういう案件等が発生すると思うが、やっぱり次世代の子どもも知らないといけない。例えば、冊子やパンフレットにルビをつけると一緒に見られる。例えば外国の方であれば今翻訳機能がある。浜田市には結構外国の方もおられる。結局他人事だから誰かがやってくれるだろうと先延ばして、今になっていると思うので、何か発信の仕方考えた方がよいと思う。

○委員 福祉的なよい条例ができると思うが、条例に横文字が出てくると思う。そうした場合には、それは多分逐条解説で説明されると思うが、パンフレット状のものを作って、最終的には見やすく1枚ものでこのまちづくりに関する条例はこうだと簡単なもので市民に知らせては。全部冊子でもらってもおそらく見ない人が多いと思う。そういう簡単なパンフレットみたいなもの。ルビをつけて逐条解説、LGBTはこうだよこれはこうだよと。ハラスメントとは何かと言われても、多分高齢者にはわからない。私、また被害を受けているだけと。その意味がわからず被害被害と言うところがあるので、そういう横文字についてもやはり少しでも解説を入れてもらおうと高齢者や子どもにも見やすい条例になるのではと思っている。

○委員 先ほど対症療法ではなく心理的なことというご意見があった。この条例ができたことで私たちの人権は守られていることを実感できる条例になればと感じたところである。1点言うと、尼崎市が使っている子どもへの虐待や体罰いじめなどが問題となっていることを入れてもらえればと思ったところである。

○委員 今日第2回目ということで骨子までしかお示しをできなかったが、骨子の各項目へ貴重なご意見、個別具体のご意見をいただき第3回には条例案を示せると思っている。よりよい条例に向けて、引き続きご協力をよろしくお願ひしたい。

○委員長 皆さんからご意見を頂戴した。事務局から本日の内容の確認を。

○事務局 前文では尼崎市を参考に差別だけでなく人権侵害についても記載のご意見があった。項目3と4は、定義に大学で学んでいるところを入れてはということでの回答している。対象の方については、市外から当市への通学の方も含めるのかということに関しては対象であるということで回答している。項目5番目については、ハラスメントについての書き方、様々なハラスメントというのもあるし、ハラスメントカッコ何々と例示するなど、表現を検討されてはというご意見をいただいた。インターネット上の人権侵害について、前文が狛江市のように禁止行為に含めるという形での規定を検討する。前文で、今の状況のことが長くなってもいいので、記載してはという意見もいただいたところである。項目6は、項目名を責務にしてはと意見をいただいたので調整したい。あわせて、この前に市民の権利を、市の役割の前に入れるということのご提案をいただいた。ここにある施策は、項目9で明記をし、具体的なことはここには明記をしないことにした。項目7に追加で、他者の人権の尊重を入れてはどうかというご意見をいただいた。項目8は、事業者の役割を規定する。また、事業者の役割で、職場を起因とした自死があるので項目6で、各機関との連携を市が行うとことを入れてはどうかというご意見をいただいた。項目9の実施計画は昨年の皆様に策定いただいた、「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」をうたおうと思っている。項目10の相談体制は具体的な明記は必要ないが、体制整備は必要ではないかというご意見をいただいている。11番、審議会は、年1、2回の開催。調査、審議事項は計画の進捗、相談件数の報告などをお答えしたところである。委員の構成案は、今のこの検討委員会をそのまま審議会として持っていきたいとお答えをしている。繰り返しになるが、項目の追加に市民の権利を目的の次に追加してはどうかというご意見をいただいた。最後に、条例名は改めて次回検討する。

○委員長 その他連絡事項等、事務局から。

○事務局 第3回の日程は改めてお知らせする。本日の検討で条文の作成等に取り掛かる。これがいつできるかという見込みが立たないので、改めて調整させていただく。可能な限りご出席をいただきたい。よろしくお願いします。

○委員長 それでは本日の議題を全て終了した。本日の会議これにて終了する。

終了